1 業務概要

(1) 業務委託名

部活動指導者マッチングシステム導入等業務委託

(2) 目的及び概要

令和9年度から開始予定の「新しい学校部活動」に向けて、今まで教職員 が中心となり指導していた現状を、希望する教職員と地域人材により運営す る改革を進める。

そのために、スポーツ・文化芸術活動に携わる市民の参画を促し、幅広い 指導者の確保及び種目や指導希望日、希望場所等のマッチングを行うことに ついてシステムを活用し、運営の円滑化を目指すもの。

※詳細は、「部活動指導者マッチングシステム導入等業務委託基本仕様書」 (以下「基本仕様書」という。)を参照のこと。なお、基本仕様書中に特段の 記載が無い限り、この基本仕様書に記載の内容は提案内容に関わらず、必須 のものとする。

(3) 履行場所

受託者が本業務を行うための履行場所及び情報を管理する場所は、日本国内とし、その他必要となる環境(机・椅子・OA機器・消耗品・通信運搬費等)については、受託者の負担により用意すること。

事前に本市の承認を得た場合に限り、本市が管理する施設での履行も差し支えないものとする。

(4) 履行期間

契約締結日から令和13年(2031年)3月31日まで

(5) 提案上限額

令和7年度(2025年度)	5,500千円
令和8年度(2026年度)	950千円
令和9年度(2027年度)	950千円
令和10年度(2028年度)	950千円
令和11年度(2029年度)	950千円
令和12年度(2030年度)	950千円

合計10,250千円(消費税及び地方消費税を含む)

※ 提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市教育委員会事務局 教育総務部 教育改革推進課 電話096-328-2708 (直通)

メールアドレス kyouikukaikaku@city. kumamoto. lg. jp

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、 熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱(平 成20年告示第731号)第5条に規定する参加資格者名簿に登録されて いる者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各 号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成18年告 示第105号)第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の 措置要綱(平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。)に 基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 本件プロポーザルに事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて(5)の要件を全て満たす者であること。

4 申請手続等

(1) 参加表明書、基本仕様書等の交付期間及び方法 令和7年(2025年)10月21日(火)から令和7年(2025年)11月 4日(火)まで

熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する(担当部局での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。)。郵送又は電送(ファックス、電子メール等)による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市ホームページでは、その運用時間内にダウンロードできる。

なお、基本仕様書等は、令和7年(2025年)11月4日(火)までの間、 2の担当部局で閲覧に供する。

(2) 参加手続き等

本件プロポーザルの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類(以下「参加表明書等」という。)を提出し、参加資格の有無は市長の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易 書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できな い方法により郵送されたものは受け付けない。

- (ア) 参加表明書(様式第1号)
- (4) 参加資格審査調書(様式第2号)

イ 提出期限

令和7年(2025年)11月4日(火)午後5時まで 郵送する場合は、令和7年(2025年)11月4日(火)までに必着の こと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

ウ 提出部数

1部とする。

工 提出先

- (ア) 持参の場合2の担当部局
- (イ) 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市長(熊本市教育委員会事務局 教育改革推進課)宛 また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」 を明記すること。

才 留意事項

- (ア) 様式は、参加表明書等提出日時点で記載すること。
- (イ) 事業協同組合として本件プロポーザルに参加する場合は、参加資格審査調書(様式第2号)中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載してもよいこととする。この場合に、うち1組合員でも3(9)に規定された要件を満たさない場合は参加資格がないと認める。

(3) 参加資格の確認

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果(参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。)は、書面により通知する。

(4) スケジュール

公募型プロポーザル方式による業者選定の手続きは以下のとおりとする。 ただし、参加表明書提出者数により、変更する可能性がある。

内 容	日 程
プロポーザル基本仕様書等交付期間	令和 7年 11月4日 (火)
参加表明書の提出期限	令和 7年 11月4日 (火)
参加資格審査通知	令和 7年 11月13日(木)発送予定
質問書提出期限	令和 7年 11月21日(金)
質問書回答期限	令和 7年 11月26日(水)
提案書等の提出期限	令和 7年 11月26日(水)
ヒアリング審査	令和 7年 12月3日(水)予定
選定結果通知	令和 7年 12月4日(木)発送予定
契約締結	令和 7年 12月下旬予定

5 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の 翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、説明を求めた者に対し 書面により回答する。

6 説明会

説明会は実施しない。

7 基本仕様書等に対する質問

(1) 基本仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面(様式第6号)により持参又は電子メールにて提出すること。ただし、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和7年(2025年)10月21日(火)から令和7年(2025年)11 月21日(金)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部局

メールアドレス kyouikukaikaku@city.kumamoto.lg.jp

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

質問受付後速やかに閲覧を開始し、令和7年(2025年)12月3日(水)までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

8 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者である場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を 延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又 は履行期間の変更を行うことがある。

9 提案書等の提出

4(3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、 企画提案書提出書及びその他の必要書類(以下「提案書等」という。)を提 出するものとする。

(1) 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

- ア 企画提案書提出書(様式第3号)
- イ 業務の実施体制(様式第4号)
- ウ 同種業務実績書(様式第5号)
- エ 同種業務の実績を証する契約書の写し

なお、これだけでは同種業務の実績を有することが判断できない場合は、 他の判断できる資料(図面、仕様書等の設計図書又は発注者の証明等)で 併せて補完すること。

才 企画提案書(様式自由)

作成においては、基本仕様書を尊重し、方針・手法・効果等について詳細に記載した企画提案書を作成すること。また、次に掲げる項目について

必ず記載することとし、項目ごとに見出しをつけること。

(ア)実施体制

本業務を確実に遂行するための業務実施体制等について具体的に記載すること。

- (イ)本業務と類似業務の実績
- (ウ)業務実施に対する基本方針

本業務を効果的に遂行するための基本方針を記載すること。

また、本業務に対する課題・留意事項があれば、対応策案とともに 具体的に記載すること。

(エ)基本機能及び基本操作

本業務において提供するサービスの基本機能及び基本操作について 記載すること。

(オ)独自提案

本業務の目的を達成するうえで、効果的な方策や取組がある場合は、その内容や効果等について具体的に記載すること。

カ 概算見積書及び内訳書(様式自由)

本委託業務の実施に伴うすべての経費を算出し、見積書を提出する こと。また、経費の内訳が具体的にわかるように記載すること。

(2) 提出期限

令和7年(2025年)11月26日(水)午後5時まで 郵送する場合は、令和7年(2025年)11月26日(水)までに必着 のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

- (3) 提出書類等の仕様
 - ア 提案書等はA4サイズとする。また、A4サイズより大きな書類がある場合はA4サイズに折り込むこと。
 - イ 印刷はカラーとし、両面印刷は可とする。
 - ウ 9(1)アからカについて、各10部(正本1部、副本9部)を紙媒体で提出することとし、正本にのみ社名を記載し、副本は社名を伏して提出すること。また、全体で20ページ以内で作成するものとし、一冊の通しページ番号を付けること。
 - エ 提案書等の内容を記録した電子媒体(CD-ROM等)を提出すること。なお、ファイル形式についてはMicrosoft Office365で読み込み可能な形式で作成すること。
- (4) 提出先
 - ア 持参の場合 2の担当部局
 - イ 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市長(熊本市教育委員会事務局 教育改革推進課)宛 また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「提案書在中」を明記 すること。

10 提案書等のヒアリングの実施

- (1) 実施日時(予定) 令和7年(2025年)12月3日(水)
- (2) 実施場所(予定) 熊本市中央区花畑町9番6号 S Pring 熊本花畑町 7階D会議室 時間・出席者は、別途指示するもの。
- (3) 実施方法 対面による質疑応答形式 ※ ヒアリングは非公開とする。そのほか詳細は別途通知する。
- (4) 提案書等に関するヒアリングは、別添の選定基準に基づき実施する。
- (5) ヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。
- (6) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、このプロポーザルは無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時にヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、このプロポーザル参加者のヒアリング実施項目は、全て0点として取り扱うものとする。

11 審査の方法等

(1) 審査の主体

「部活動指導者マッチングシステム導入等業務委託事業者選定審査会設置要綱」に基づき「部活動指導者マッチングシステム導入等業務委託事業者選定審査会」にて行う。

(2) 審査の基準

「部活動指導者マッチングシステム導入等業務委託 公募型プロポーザル方式選定基準」によるものとする。

(3) 審査の方法

提案書等及びヒアリングをもとに審査し、最高得点者を契約候補者、次 点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数ある 場合は、くじにより決定する。

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、書面により通知する。

12 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより次の事項を公表するものとする。

- (1) 提案者の商号又は名称 (ただし、提案者が 2 者であった場合は、契約候補者の商号又は名称のみ表示)
- (2) 提案者(契約候補者のみ商号又は名称を表示)の評価点
- 13 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明
 - (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由を書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
 - (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

14 仕様の詳細に係る協議

- (1) 本業務委託に係る仕様の詳細については、契約候補者の提案書に記載された提案内容をもとに、契約候補者と協議を行い、市にて決定するものとする。この場合において、提案書に記載した提案内容について、契約候補者からの変更は原則として認めないものとする。ただし、市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式の審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及びさないものとして市が認めるものについては、この限りではない。
- (2) 契約候補者と協議が調わなかった場合は、契約次点候補者を新たな契約 候補者として仕様の詳細について協議を行うものとする。この場合における当該契約次点候補者の提案内容の取扱いについても14(1)と同様とする。
- (3) 契約候補者と協議が調った場合は、契約候補者は当該仕様に基づき、見積書を提出するものとし、予定価格の制限の範囲内で市と契約を締結するものとする。

15 その他の留意事項

- (1) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則(昭和39年規則第7号)第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額(単価契約の場合は、契約金額に予定数量を乗じて得た額)の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合では、契約保証金を免除とする。

- ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証 証券を契約締結の時までに提出したとき。
- イ 契約候補者から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を結び、 保証証券を契約締結の時までに提出したとき。
- ウ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする 契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明(た だし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写 しを添えても可。)を提出したとき。
- (3) 契約書(案) 熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。
- (4) 参加表明書等に関する事項
 - ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参 加者として認められないものとする。
 - イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出(並びにヒアリング)に係る 費用は、提出者の負担とする。
 - ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例(平成10年条例第33号)の規定により、開示する場合がある。
 - エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容 の評価以外に提出者に無断で使用しない。
 - オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再 提出は認めない。
 - カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
 - キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は 契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その 他の措置を行うことがある。
- (5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加

資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面により説明を求めることができる。

- (6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が3に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること(消せるボールペンは不可)。